

書においても同一の意義を有するものとして用いる。また、カッコ内にて参照するページ数は、ことわりのない限り被告国準備書面(3)のそれを指すものとする。

1 被告国の主張

被告国は、本件各起訴前の時点で、本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口の温度が上がりづらいことを指摘した者はいなかった旨主張する(23頁1行～3行)。この主張は、被告国準備書面(2)にも記述されている(同書面36頁3行以下)。

この点、原告会社の専務取締役である訴外[]は、令和2年6月2日の[]検事(以下、「[]検事」という。)による取調べにおいて、「私は、スプレードライヤの内部に、熱風が行き渡らずに、温度が上がりきらない部分があると考え、その部分に関しては、菌を殺すほど温度が上がらないだろうと思いました。」(丙19・4頁6行～16行)と述べているが、これについて被告国は、「温度が上がらない箇所が具体的にどの箇所であるのかにつき、何ら具体的に供述しなかった。」と主張して(被告国準備書面(2)37頁11行～12行)、訴外[]が乾燥室測定口を具体的に指摘しなかったことを殊更に強調する。同様に、被告会社のエンジニアリング部の部責代理の者が、令和2年6月3日の[]検事による取調べにおいて、「箇所によっては、温度が上がりきらない部分もあるので、その部分に菌が入り込んでしまった場合には、菌を殺すことができる温度まで上がらず、その部分の菌を殺すことができずに残ってしまうこともあると思います。」(丙20・2頁7行～9行)と述べたことについて、「同人が指摘した「ガスケット」、「のぞき窓」、「サイクロン」、「マンホール部分」といった箇所は乾燥室測定口とは別の箇所である上、同人は、かかる供述の根拠につき、シリコン素材の熱

伝導が悪いからとの推測に基づく説明をしたにすぎなかった」と主張する（被告国準備書面（２）３７頁１３行～２３行）。

要するに、被告国は、原告会社関係者が、自社の噴霧乾燥器に温度が上がりにくい箇所があると指摘しただけでは足りず、その箇所が「乾燥室測定口」と具体的に特定されない限り、検証を行う必要などない、と主張するのである。

２ 検事調べにおいて乾燥室測定口の明確な指摘が存在したこと

しかし、原告会社のエンジニアリング部に所属する訴外■■■■（以下「訴外■■■■」という。）は、本件各起訴前の令和２年３月２７日に行われた■■■■検事による取調べにおいて、乾燥室測定口に風が通らず温度が上がりにくいことを明確に指摘していた。

すなわち、この日の取調べにおいて、担当の■■■■検事は訴外■■■■に対し、装置の入口に何度の風を流せば出口が何度くらいになるかなど仮定の話を探ねたうえで、「それだけの温度を当て続けたら死んじゃうじゃないですか？」と尋ねた。これに対し■■■■氏は、「でもそれは一部だと思います。」「装置全体で考えたときには、はい。基本的に上がらないという所がでてくるので。」と応答し、温度が上がりづらい箇所が存在することを指摘した（甲１４９・冒頭より３４分４４秒～３５分１０秒、甲１５０・別紙１２頁１１行～１４行）。

そして、■■■■検事の「どこですか？」との問いに対し、■■■■氏は、「風が通らないところとかは、温度が低くなりますかね。」「測定口なんてちっちゃいパイプになってるところは全く風が通らないところなので、そこまで温度は上がらないですね。手で触っても全然なってないですから。」と答え、「ダクトの測定口っていうのはどういうもの？」との更問いに対し、「パイプのところにいる温度を測定するとか圧力を測定するところ

ろ、小さい配管が入っているんですね。そこは熱が通らない吹き溜まりのところなんで、一番温度が上がりにくいところ。」と答えた（甲149・冒頭より35分11秒～35分28秒、甲150・別紙12頁15行～24行）。

さらに、■■■■検事は、「そのダクトの何でしたっけ、今、ダクトの、測定口？」や「測定する穴っていうところですか？」などと聞き返し、訴外■■■■はこれに対し「ダクト、その乾燥室には、乾燥室の測定口ってついているんですけど。」、「パイプですね。」などと応答した（甲149・冒頭より36分15秒～36分35秒、甲150・別紙12頁25行～13頁4行）。

その後、訴外■■■■は、■■■■検事の「一番低い温度でどれくらいになるんですかね？」との問いに対し、「全く空気通らないところもありますんで、何もしてないんで5～60度ぐらいだと思う」と回答した（甲149・冒頭より39分35秒～39分50秒、甲150・別紙14頁最終行～15頁2行）。

以上のとおり、訴外■■■■は、本件各起訴前の令和2年3月27日に行われた■■■■検事による取調べにおいて、噴霧乾燥器の内部に風が通らず温度が上がりいく箇所が存在することに加え、一番温度が上がりづらい箇所が乾燥室測定口であり、5～60度程度にしか上がらないと思われる旨を、明確に指摘していた。

さらに、■■■■検事は、以前訴外■■■■が警視庁の取調べの際に「当社の噴霧乾燥器は機種を問わず、装置内部に高温が行き渡る構造になっているため、殺菌は可能である」との供述調書を取られていることを引き合いに出して、訴外■■■■の上記指摘との整合性を執拗なまでに問い質したが、訴外■■■■は、高温が行き渡るのは乾燥室内であって、全ての場所に行き渡るかという温度の上らない箇所も存在する旨の説明を繰り返

した。

最終的には、■■■■■検事は、「いや正直なところ、別にここ議論してもしょうがなく、あの実験をしてるんで警察で。高温が行き渡ってるんですよ。そこも確認した上で聞いているんで。」「一番低いところでも100度を超えているっばいですね。だから、そこは別にあまり議論してもしょうがないんですけれども。」などと虚偽の事実（警視庁は訴外■■■■■の指摘した乾燥室測定口等の温度を測定してなかった。）を示して訴外■■■■■の供述の誤導を図った。しかし、訴外■■■■■はこれに対しても、「私はそういう所は上がらないんじゃないかっていうのが、今の私の意見ですね。」「少なからずそれ以下になる所もある。先ほど言ったように。今そこを議論してもしょうがないって言ってましたけど、私共はそういう低い温度になるところが必ず出てくる、構造上。そういうものですし、いろいろ今までやってる中で、はい。」と一貫した供述を行った（甲149・冒頭より67分11秒～68分56秒、甲150・別紙25頁22行～26頁9行）。

結局、同取調べにおいて、温度の上がりづらい箇所に関する質疑は、約36分間にわたり続けられた（甲149・冒頭より34分44秒～69分45秒、甲150・別紙12頁11行～26頁15行）。

3 そのほかにも、温度の上がりにくい箇所が存在する旨の指摘が複数なされていたこと

訴外■■■■■の他にも、原告会社エンジニアリング部に所属していた訴外■■■■■は、令和2年3月27日に行われた■■■■■検事による取調べにおいて、温度の上がりにくい箇所として、「マンホール」及び「点検口」と指摘している。また、開発部の部責であった訴外■■■■■は、令和2年3月26日に行われた■■■■■検事による取調べにおいて、空気が淀む

箇所が存在する旨の指摘をしている。

4 ■■■■検事が最低限行うべき追加捜査すら怠り、起訴に及んだこと

このように、本件各起訴前の令和3年3月下旬に行われた検事調べにおいて、原告会社の複数の技術系従業員が原告会社の噴霧乾燥器に乾熱により温度が上がりにくい箇所が存在することを指摘している上、訴外■■■■は、乾燥室測定口が最も温度が上がりにくく、50度～60度にしか達しない旨を、その根拠とともに具体的に指摘していた。

本件各噴霧乾燥器の内部に温度の上がりにくい箇所があるかは、当該噴霧乾燥器が規制対象となるかを判断するうえで最も重要な事項のひとつである。これは、■■■■検事が訴外■■■■の取調べにおいて約36分間をかけてこの点の聴取を行ったことから明らかである。そして、訴外■■■■から具体的に指摘を受けた乾燥室測定口は、警視庁の行った実験においても温度が計測されていない（丙6、丙7、丙14、丙A52、丙A53）、完全に盲点となっていた箇所であった。

これらの検事調べは東京地方検察庁により録音及び録画がなされており、■■■■検事はその内容を起訴前に当然確認していたはずである。また、■■■■検事及び■■■■検事から適時に報告を受けていたはずであるから、■■■■検事が、起訴前にこれらの指摘を認識していたことは疑いようがない。

かかる事実関係のもとでは、■■■■検事は、乾燥室測定口など原告会社関係者から指摘を受けた箇所の構造を実際に確認したり、その温度を測定する実験を行ったり、あるいは少なくとも、アイエスジャパン、有識者等から改めて聴取を行い、訴外■■■■らの指摘の信用性を検証するべきであった。

ところが、■■■■検事は、これらの追加捜査を何ら行わず、令和2年3月31日に第一事件について原告大川原らの身柄を拘束したまま起訴に

及んだばかりか、その後も温度の上がりづらい箇所に関する一切の追加捜査を行わないまま、同年6月15日には第二事件について追起訴に及んだのであるから、乾燥室測定口が温度の上がりづらい箇所を容易に認識できたにもかかわらず漫然と、むしろ不都合な指摘を黙殺して、本件各起訴に及んだものというほかない。

以上